富岡町集団移転元地利活用に係る事業者募集

応 募 要 領

令和８年１１月

富　　岡　　町

目　　次

第１．事業者募集の概要 1
　１．募集に至る経過 1
　２．事業提案に求めること 1
　３．土地貸付事業者決定手続きの概要 2

第２．募集内容及び土地貸付にあたっての条件 3
　１．募集する範囲 3
　２．土地貸付にあたっての条件 3
　３．事業の実施に向けた本町の支援 4

第３．土地貸付事業者の募集手続き 5
　１．応募資格 5
　２．応募手続き 6

第４．選考委員会の開催及び審査 9
　１．選考委員会の開催 9
　２．審査 9

第５．事業候補者の選定手続き 9
　１．事業候補者の決定 9
　２．貸付決定事業者決定内示 9
　３．審査結果の通知 9

第６．事業者決定後の手続き等 10
　１．虚偽申告等が判明した場合の措置 10
　２．土地貸付に係る契約の締結 10
　３．土地の引渡し 11
　４．利活用事業の実施 11

その他関係資料等 11

応募関係書類様式

巻末資料編

第１．事業者募集の概要

１．募集に至る経過

本町は、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域のうち約68ha について、住宅の建築ができない災害危険区域に指定し、お住まいだった方々に安全な内陸に移転していただく防災集団移転促進事業（以下「防集事業」といいます。）を進めてきました。災害危険区域のうち約33haは県が実施する防災林事業、県道整備事業、河川整備事業等の事業用地として活用しており、県事業用地を除く約35haについては、富岡町災害復興計画（第二次）により富岡駅に隣接する区域は、遊休グリーンベルトを念頭に置いたブドウ圃場として活用されております。

今回募集する区画においては、産業団地にも隣接する区域であることから、令和７年４月に策定された富岡町災害復興計画（第三次）により「産業イノベーション共創ゾーン」に位置づけられ、農業と産業の相互発展を推進する区域と設定されました。

震災以前は農地として利用されていましたが、震災後に津波被災ゴミ仮置き場や県事業による資材置き場などに利用されていた箇所になり、整地されている状態となっております。

この広大な土地において、富岡町災害復興計画（第三次）の思想を実現へ導くため、土地地活用条件などをお示しするとともに、民間事業者等による土地の有効活用を図るべく、事業者の募集を行います。

２．事業提案に求めること

産業団地にも隣接する区域であることから、令和７年４月に策定された富岡町災害復興計画（第三次）により「産業イノベーション共創ゾーン」に位置づけられ、農業と産業の相互発展を推進する区域を念頭に置いた事業の提案を求めます。

３．土地貸付事業者決定手続きの概要

詳しくは、「第３.土地貸付事業者の募集手続き」をご覧ください。

富岡町防集元地土地貸付事業者の決定までの流れ

① 事業候補者募集公募	〔事業候補者募集公募・事業提案書提出受付期間〕 町ＨＰに掲載（事務局：都市整備課） 公募期間　令和８年１１月２０日～令和８年１２月１１日 受付期間　令和８年１１月３０日～令和８年１２月１１日
② 書類審査	〔応募資格及び用途適合性審査結果通知〕 事業候補者の書類審査を実施（事務局：都市整備課） 令和８年１２月１４日～令和８年１２月１６日 ※失格の場合のみ通知します。
③ 選考委員会の開催 事業候補者（案）の決定	〔事業者決定に向けた選考委員会の開催及び審査〕 選考委員会　令和８年１２月２３日開催 選定された事業候補者に対して本町が必要な確認を行ったうえで、最終的に事業候補者（案）として決定します。 ※必要に応じて、事業者視察も実施する。
④ 町長報告／町長決裁	〔町長報告／町長決定〕 選考委員会の審査結果を速やかに町長へ報告するとともに町長の最終決裁にて貸付事業者を決定する。
⑤ 決定内示 ⑥ 決定通知・不決定通知	〔事業者決定内示〕 町長の最終決裁を得て貸付決定事業者には内示（電話連絡）します。 〔事業者決定通知・不決定通知〕 貸付決定事業者には決定通知、不決定事業者には各応募者に不決定通知を送付します。 令和８年１２月下旬を予定
⑦ 土地貸付に係る契約の締結	〔土地貸付に係る契約の締結〕 移転元地の土地貸付に係る契約を締結する。 令和９年１月上旬を予定 ※土地の活用は原則として、土地貸付に係る契約締結の１年後までの間に使用を開始していただきます。

第２．募集内容及び土地貸付にあたっての条件

１．募集する範囲

応募者は、別添する募集位置図・募集範囲図に示す範囲内について、範囲を設定し応募することができます。

２．土地貸付にあたっての条件

2-1 土地貸付事業者として決定された事業者には、本町が所有する移転元地を貸し付け、事業を実施していただくことになります。

土地貸付事業者として決定後、事業提案の内容を基本として、本町と事業者で協議を行い具体的な事業内容を定めたうえで（※）、土地の貸付に係る契約を締結します。

※事業候補者としての決定は、提案事業の内容すべての実施を認めるものではなく、協議の中で提案事業の内容の一部について変更をお願いすることがあります。

(1)借地料

借地料は、次の算式により算定される額（円未満の端数切捨て）を年額とし、年度ごとにお支払いいただきます。

（算式）㎡・年あたり単価×貸付面積

㎡・年あたり単価は、契約時点（将来、契約を更新する場合は更新時点）における地区ごとの農地の固定資産税額相当額を基礎として決定します。契約期間においては、その単価により借地料を算定することを原則としますが、固定資産税評価替え等により近傍類似地の評価額が変動し、変動後の固定資産税額相当額を基礎に単価を再算定した場合において、再算定後の額が従前の借地料に比して20%以上の増額又は減額となるときは、契約期間内であっても、協議により借地料の改定を行うことがあります。

年度の中途で貸付けを開始し、又は終了するときは、当該年度内の貸付け日数に応じ、１年を365 日（閏年の２月を含む年度については366 日）として日割り計算を行います。

（参考）令和４年度時点における㎡・年あたり単価　２円

(2)契約期間

本契約の期間は、１年間（４月１日から３月３１日）を基本とし、この期間が満了する日の１ヶ月前までに本町と土地貸付事業者双方から特段の意思表示がないときは、更に１年間同一条件をもって本契約を有効とし、以後もこの例によるものとします。

また、土地貸付事業者は、本契約の期間内に特段の事情により当該土地を使用する必要がなくなったときは、本町と土地貸付事業者が協議して、本契約を解除することができるものとします。

(3)土地の貸付契約までの手続き

本町と土地貸付事業者とで、事業提案の内容や貸付条件及び制限等について協議を行い、土地の貸付けに係る契約を締結します。

2-2 移転元地の土地利用には一定の制限があります。「禁止する用途」に該当する事業を行うことはできません。

(1)災害危険区域による制限

応募対象の移転元地は、災害危険区域に指定されており、住居の用に供する建築物を建築することはできません。また、津波に対するさまざまな減災対策を講じてもなお、東日本大震災クラス（L2 クラス）の津波が発生した場合には、浸水が想定される地区となりますので、ご理解いただいたうえでご提案をお願いします。

(2)禁止する用途

①宿泊施設（住宅・児童福祉施設・旅館・病院等）、産廃処理施設、墓地の用に供する事業は禁止します。（これらの「禁止する用途」に該当する提案は失格となります。）

②「第１．２事業提案に求めること」の目的達成に寄与しない事業。

(3)その他

事業の内容によっては、各種法令等の規制を受ける場合があります。

2-3 道路・ライフライン等

本町が指定する道路を廃止することはできません。また、上水道の整備状況については、巻末資料の「上水道施設台帳」のとおりです。下水道については整備されていません。新たに必要なライフラインを整備する必要がある場合は、選定された事業者の負担となります。

2-4 転貸の禁止

元地利活用事業は、本町が所有する移転元地を、選定された事業者に貸し付け、実施していただくことになりますが、本町が貸し付けた土地を、第三者に転貸することは出来ません。

2-5 避難計画

提案する事業計画において、最大人口数（事業係る人数及びイベント等が伴う場合はその集客人数）を満足する避難計画を立案して頂きます。

３．事業の実施に向けた本町の支援

利活用事業の円滑な実施に向け、本町としても必要な支援に取り組みます。

選定事業者と十分に協議をしながら、次の支援項目の中から選定事業者の希望に沿った支援を図ります。

3-1 借地料の減免

公共団体が公用又は公共事業の用に供する場合は、借地料を100%減免します。

第３．土地貸付事業者の募集手続き

１．応募資格

移転元地において、継続的な事業を実施しようとする方で次の条件に該当しない方であれば、個人・団体を問わずご応募いただけます。（団体の場合は、法人格の有無も問いません。）

1-1 次の条件に該当する方のご応募は、受け付けることができません。

①破産者で復権を得ていない個人及び法律行為を行う能力に法令上の制限がある個人並びにこれらの個人が団体の役員を務めている団体

②本町の町税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、都町計画税、特別土地保有税、事業所税）を滞納している個人又は法人並びにこれらの個人が団体の役員を務めている法人格のない団体

③富岡町建設工事等暴力団排除処置要綱（平成11年7月1日要綱第14号）に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる個人又は団体

1-2 応募資格を有する個人又は団体が共同し、１個のグループを構成して応募することができます。

単独でも応募が可能な個人同士、団体同士、あるいは個人と団体が共同して、１個の応募（以下「複数事業者応募」といいます。）をすることができます。その構成員の数は問いませんが、単独で応募したものが構成員となって複数事業者応募をすることはできません。また、構成員の１人（１団体）として複数事業者応募に加わったものが、別の複数事業者応募を行うものの構成員となることもできません。

複数事業者応募を行う場合は、その構成員のいずれもが上記 1-1 の条件に該当しないものであることが必要です。また、構成員の中から代表事業者１人（１団体）を選任し、本町に届け出ていただきます。事業者募集に関する本町からの連絡は、代表事業者に対して行います。

なお、応募後の構成員の変更や代表事業者の変更は、原則として認めません。ただし、本町がやむを得ない事由があると判断した場合は、変更を認めることがあります。

1-3 応募者が利活用事業者として選定された後、新たに特別目的会社を設立して事業を実施しようとする場合は、応募者に一定の役割を担っていただくことを条件とします。

利活用事業者として選定された場合、応募者が移転元地利活用事業の遂行を目的とする特別目的会社（以下「ＳＰＣ」といいます。）を設立し、ＳＰＣを事業主体とすることもできます。その場合、応募者（複数事業者応募の場合は、その構成員のうちいずれか）には、ＳＰＣとの関係において次に掲げる要件のすべてを満たしていただくことが必要です。

①当該ＳＰＣへの出資者となること

②当該ＳＰＣが事業の運営の委託等をしようとするときは、その受注者となること

２．応募手続き

2-1 応募手続き等に関わる疑義等の照会・回答

ご応募を検討される方々が、この応募要領の記載について確認したい点がある場合は、質問をすることができます。

①この応募要領に不明の点がある場合は、ご質問を受け付けます。

受付期間	令和８年１１月２０日～令和８年１２月１１日
受付方法	応募要領に関する質問票（様式１）を電子メールにて、次の問合せ先に送信してください。 なお、電子メール送信後、必ず電話にて電子メールが到達していることを確認してください。
問合せ先	富岡町都市整備課　都市計画係　担当　小松 電子メール：tom1300-002@tomioka-town.jp 電話番号　：0240-22-9008（直通） （電話は平日の午前 9 時～午後 5 時）

②頂いたご質問に対する回答は、速やかに電子メールでお送りいたします。

2-2 事業提案書の提出

移転元地利活用事業についての提案に際し、(1)の「提出書類」を提出して頂きます。

事業提案の選定に先立ち、応募しようとする方の応募資格の有無と計画する建築物の用途が、法令等により禁止される用途ではないかについて審査をさせていただきます。応募しようとする方は、**「第２．募集内容及び元地利活用にあたっての条件」**に記載した応募条件及び**「第３．土地貸付事業者の募集手続き」**に記載した応募資格をよくご確認ください。

事業提案書の提出にあたっては、ご応募の対象となる移転元地において実現可能な事業提案となるよう、十分なご検討をお願いします。事業の規模や用途によっては、開発許可や環境アセスメントなどに関し、行政機関との事前協議が必要になる場合があります。（※）そのため、遵守すべき各種法令、福島県や富岡町の条例、要綱等による手続きなどを応募者において十分に確認し、提案内容を検討してください。

提出された事業提案書等の応募書類については、提出後に記載内容の変更をすることはできませんので、精査の上でご提出ください。必要書類に不備がある場合は失格となります。

また、必要に応じて、これらの書類以外に資料の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。特に事業計画については、その内容の妥当性を確認させていただくため、文書による質疑応答の中で、資金調達の確実性が確認できる資料や、事業計画で想定している収入や費用等の根拠資料（見積りや類似事例の実績など）の提出を求めることがあります。なお、ご提出いただいた書類及び資料は、審査開始後は返却いたしません。

これら提出書類等の作成費用等、応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(1) 事業提案書提出書類

① 事業提案書（様式２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部

② 事業提案内容書（様式３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部

※ 事業提案内容書には、利活用事業を実施するための資金の調達計画（内部資金の充当なのか借入れなのか、借入れの場合には借入額、借入先など）及び事業期間中の収支計画を明示し、初期投資額や収支計画の根拠となる資料も添付してください。）
インフラ関係等報告書（様式３ 別紙）

③ 提案図面集（様式４）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部
（計画する建物、緑地等の配置、イメージパースなど土地利活用の計画が分かるもの）

④ 定款、規約、会則その他これらに類する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
（応募者が団体である場合又は複数事業応募の構成員に団体を含む場合）

※ 法人等の紹介パンフレット等を作成している場合には、参考として添付してください。

※ 複数事業者応募をする場合は、それぞれの構成員ごと（構成員が団体である場合は当該団体ごと）に提出してください。

⑤ 構成員一覧表（様式５）（複数事業者応募をする場合）・・・・・・・・・・・・１部

※ 複数事業者応募をする場合は、構成員の中から代表事業者１人（団体）を定め、代表事業者は各構成員の委任状をとりまとめ、その原本を提出してください。

⑥ 法人登記履歴事項全部証明書（原本）（応募者が法人である場合）・・・・・・・１部

※ 提出前３か月以内に発行されたものに限ります。

⑦ 団体役員一覧表（様式６）（応募者が法人格のない団体である場合）・・・・・１部

※ 直近のものを提出してください。

⑧ 本籍地の市町村が発行する「身元（身分）証明書（原本）」・・・・・・・・・・１部
（応募者が個人または法人格のない団体である場合）

※ 提出前３か月以内に発行されたものに限ります。

※ 応募者が法人格のない団体である場合は、役員それぞれについて提出してください。

⑨ 本町が発行する「町税の滞納がないことの証明書（原本）」・・・・・・・・・・１部

※ 応募者が法人格のない団体である場合は、役員それぞれについて提出してください。

⑩ 誓約書（様式７－１または様式７－２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

※ 応募者が個人または法人格のない団体である場合は様式７－１を、応募者が法人の場合は様式７－２を提出してください。

※ ⑥～⑩については、提案者が、複数事業者の構成で、応募をする場合は、それぞれの構成員ごと（構成員が団体である場合は当該団体ごと）に提出してください。

※. 事業提案内容書（様式３）、提案図面集（様式４）については、２部提出のほか、ＰＤＦデータもメールで提出してください。

(2)提出期間

令和８年１１月３０日～令和８年１２月１１日

(3)提出方法

次の提出先へ持参又は郵送により提出してください。また、事業提案内容書（様式３）、提案図面集（様式４）については、２部提出のほか、ＰＤＦデータもメールで提出してください。

提出先	〒979-1192　福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1 富岡町都市整備課　都市計画係　担当　小松 電子メール：tom1300-002@tomioka-town.jp 電話番号　：0240-22-9008（直通）

ご持参いただく場合は、月曜日～金曜日（年末年始・祝祭日等の町役所閉庁日を除く）の午前９時から午後５時までの受付けとします。

2-3 応募資格及び用途適合性の審査

提出された事業提案は、まず本町において、応募された事業者の資格「**第３．１．1-1**」の確認と、計画する建築物の用途が、法令等により禁止されるもの「**第２．２．2-2**」でないかどうかを確認します。

「応募資格」がないと認められた場合や「禁止する用途」であることが明らかである場合は、その提案は失格とします。

この審査において、必要がある場合は、提出された書類の記載内容について応募者に説明を求めることがあります。

なお、残念ながら失格となった提案の応募者には、提出後、約10日頃までにその旨を文書で通知します。

2-4 事業提案書提出後の応募辞退の届出

事業提案書を提出していただいた後、都合により応募を辞退しようとする場合には、文書により速やかに届け出てください。

2-5 応募状況概要の公表

町民の皆様への説明責任を果たすため、応募状況の概要を公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、応募者が特定されるような情報や各提案内容の詳細にわたる情報を公表することはありません。

2-6 その他の留意事項

①事業計画立案のため、土地の状況等の確認が必要となる場合もあると思われますが、本町又は第三者が所有する土地や建物に無断で侵入し調査等をすることは絶対にお止めください。

②事業提案のために提出された書類、資料等の記載内容に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、本町が、事業者選定のための審査に使用することはもとより、町議会、報道機関等への情報提供、本町広報媒体への掲載等のために無償で使用できるものとします。

③ライフライン（上下水道・電気・通信等）の関係機関協議は、応募者が実施してください。
④提出された書類、資料等は、富岡町情報公開条例（平成13年 富岡町条例第23号）に定める公文書となります。したがって、同条例に基づく公文書開示請求があった場合には、所定の非開示事由がない限り、請求者に開示することとなります。（開示は、原則として、利活用事業者の選定手続きが終了した後となります。）

第４．選考委員会の開催及び審査

１．選考委員会の開催

富岡町防集元地貸付団体選考委員会の開催日時について選考委員に通知します。
（選考委員は、富岡町防集元地貸付団体選考委員会設置要綱参照。）

２．審査

選考委員会において委員は、評価基準に基づき選定された事業候補者を審査し、選考委員会内で、事業候補者（案）を決定し、審査結果報告書を町長へ提出・報告します。審査結果報告書は、事務局（都市整備課）が作成し町長へ提出・報告します。

また、決定の際に条件等を付す場合は、審査結果報告書にその条件等を記載し、事業候補者に提示・協議します。

※必要に応じて、事業者視察を実施します。

第５．事業候補者の選定手続き

１．事業候補者の決定

町長は、選考委員会の審査結果報告を受けて貸付事業者を決定（裁決）します。

２．貸付決定事業者決定内示

町長の採決により貸付決定事業者が決定した際は、決定事業者へ内示（電話連絡）をします。

３．審査結果の通知

貸付決定事業者には決定通知、不決定事業者には各応募者に不決定通知を送付します。

第６．事業者決定後の手続き等

１．虚偽申告等が判明した場合の措置

事業者が次に掲げる場合に該当すると認められるときは、決定を取り消すことがありますので、あらかじめご承知おき願います。

① 事業提案書等の提出書類に虚偽の内容を記載するなど、事業者選定の過程で不正な申告が行われたことが判明した場合

② 選定委員会の委員に接触し、不当な働きかけを行ったなど、審査の公平性を害する行為をしたことが判明した場合

③ 事業者の選定後、選定事業者である個人又は団体の役員（複数事業者応募をして選定された場合には、その構成員であった個人又は団体の役員を含む。）に、富岡町建設工事等暴力団排除処置要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実その他の応募資格に関わる事実が生じたこと、又は選定事業者である個人又は団体の役員（複数事業者応募をして選定された場合には、その構成員であった個人又は団体の役員を含む。）が禁固以上の刑に処せられたことが判明した場合

なお、土地の貸付に係る契約の締結後にこれらの事実が判明した場合も、原則として、契約の解除事由とすることとしています。

２．土地貸付に係る契約の締結

本町と土地貸付事業者とで、事業提案の内容や貸付条件及び制限等について協議を行い、土地の貸付けに係る契約を締結します。

「第２．２．」参照。

2-1 契約期間

本契約の期間は、１年間（４月１日から３月３１日）を基本とし、この期間が満了する日の１ヶ月前までに本町と土地貸付事業者双方から特段の意思表示がないときは、更に１年間同一条件をもって本契約を有効とし、以後もこの例によるものとします。

また、土地貸付事業者は、本契約の期間内に特段の事情により当該土地を使用する必要がなくなったときは、本町と土地貸付事業者が協議して、本契約を解除することができるものとします。

2-2 土地使用の制限

契約を締結した事業者は、当初の契約期間満了までの間、継続して利活用事業を行うものとします。

事業者は、契約期間内においては、原則として、借り受けた土地やその上に建設した建物等は事業計画書に記載し、選定された用途以外の用に供することはできないものとします。

また、借地権や賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸を行うこともできません。

ただし、あらかじめ書面により、本町の承諾を得たときはこの限りではありません。

2-3 原状回復義務等

契約を締結した事業者は、契約期間の満了や契約の解除により土地賃貸借契約が終了する際は、土地上に整備した業務施設、附属させた工作物等の一切を収去し、本町に協議の上、更地で返還しなければなりません。

土地の原状回復に要する費用は、事業者が負担するものとします。

2-4 本町の契約解除権等

契約を締結した事業者が、契約期間内において、借地料の滞納、上記の(2)に記載した事項に違反するなど、契約に違反した場合には、本町は、催告することなく契約を解除し、又は違約金を徴するものとします。

３．土地の引渡し

土地の引渡し日は、事業者と協議のうえ定めることとします。

借地料（賃借料）は、土地の引渡し日から納付義務が発生することとなります。

４．利活用事業の実施

事業者は、土地の引き渡し後、速やかに事業に着手するよう努めるものとし、新たな施設整備等の必要があっても、遅くとも土地の引渡しを受けた日から１年以内に事業に着手することを原則とします。（あらかじめ書面により、本町の承諾を得たときはこの限りではありません。）

なお、事業実施により公害が発生したときは、事業者の責任と負担において解決を図るものとします。

その他関係資料等

次頁以降に、応募関係書類様式及び下記巻末資料を添付します。

【巻末資料】

・募集位置図
・募集範囲図（地形図）
・募集範囲図（公図）
・上水道施設（参考図）

応募関係書類様式

様式１　応募要領に関する質問票

様式２　事業提案書

様式３　事業提案内容書

様式４　提案図面集

様式５　構成員一覧表

様式６　団体役員一覧表

様式７　誓約書

様式１

令和　　年　　月　　日

（あて先）富岡町長

（提出者）　住　　所

氏名又は商号若しくは名称

代表者氏名

（担当者）　所属部署

職名・氏名

（連絡先）　電話番号

FAX 番号

電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

応募要領に関する質問票

富岡町集団移転元地利活用に係る事業者募集について、次の項目を質問します。

応募要領○ページ 第○　○等	質問事項

※１　項目番号はつけないものとする。

※２　質問事項の該当部分について、「応募要領○ページ第○　○」等と記入すること。

※３　欄が足りない場合は、適宜追加すること。

（受付番号：　　）※富岡町記入欄
（用紙Ａ４タテ）

様式２

事業提案書

（募集名）富岡町集団移転元地利活用に係る事業者募集

標記募集について、関係書類を添えて、下記のとおり事業提案書を提出します。
なお、記載内容は事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

（あて先）富岡町長

（提出者）　住　　所
氏名又は商号若しくは名称
代表者氏名　　印

（担当者）　所属部署
担当者名
送付先住所
（連絡先）　電話番号
FAX 番号
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

記

応募地区	地区	応募区画番号	
事業名称			
希望する契約（借地）期間		年間	

【添付資料】
１　事業提案内容書（様式３）
２　インフラ関係等報告書（様式３　別紙）
３　提案図面集（様式４）
４　定款、規約、会則その他これらに類する書類
※　複数事業者応募の場合は４に関して、構成員全てについて提出すること。
※　複数の地区・区画に申し込む場合は、地区・区画ごとに事業提案書を提出すること。

（受付番号：　　）※富岡町記入欄　（用紙Ａ３ヨコ）　　様式３

事　業　提　案　内　容　書（1/2）

１．全体計画（1/1）

※提案事業の概要について、本様式１枚以内で簡潔に記載してください。
※提案事業の概要については、業種、事業内容、新設される建築物の規模・用途、スケジュールを必ず記載してください。
※提案内容がわかりやすいように、適宜、イメージ図や写真などを用いて記載してください。（詳細な設計図は不可とする。）
※記載後は、枠外下のチェックリストを確認し、チェックを入れたうえでご提出ください。

この文字は消去可

【チェックリスト】　□提案事業の業種及び事業内容を記載した　□予定している建築物等の規模・用途を記載した　□希望する契約（借地）期間の事業の予定スケジュールを記載した

（受付番号：　　）※富岡町記入欄　（用紙Ａ３ヨコ）　　様式３

事　業　提　案　内　容　書（2/2）

2．事業の収支計画

※事業計画の記載にあたっては、初期投資に係る費用及びその調達方法、事業期間中の収支計画を記載してください。
※初期投資額や事業収支については，その内訳を記載し，費用や収入の算定に用いた根拠資料（見積りや類似事例の実績など）を添付してください。
※インフラ関係及び建築関係法令等の担当機関の事前相談や事前協議の状況については、様式７　別紙に記載してください。
※記載後は、枠外下のチェックリストを確認し、チェックを入れたうえでご提出ください。

この文字は消去可

【チェックリスト】　□初期投資に係る費用（開発許可など法的手続き費用を含む）とその調達方法を記載した　　□希望する契約（借地）期間の収支計画（借地料，人件費等を含む）を記載した
□事業の管理・運営体制について記載した　　□客観的な根拠資料（見積りや類似事例の実績など）に基づき事業計画を作成した　※根拠資料は別途添付してください。

（受付番号：　　）※富岡町記入欄　（用紙Ａ３ヨコ）　　様式４

提　案　図　面　集　（1/○）

※事業提案の土地利活用が分かる図面等の資料について、本様式**３枚以内**で添付してください。（詳細な設計図は不可とする。）

この文字は消去可

様式５

構成員一覧表

構成員１（代表事業者）		役　割	
商号又は名称			
代表者氏名			印
担当者所属部署		電話番号	
担当者職名・氏名		FAX 番号	

構成員２		役　割	
商号又は名称			
代表者氏名			印
担当者所属部署		電話番号	
担当者職名・氏名		FAX 番号	

構成員３		役　割	
商号又は名称			
代表者氏名			印
担当者所属部署		電話番号	
担当者職名・氏名		FAX 番号	

構成員４		役　割	
商号又は名称			
代表者氏名			印
担当者所属部署		電話番号	
担当者職名・氏名		FAX 番号	

※　「役割」欄には、グループ内での役割を記入してください。なお、構成員が１社のみの場合は記入不要です。

※　欄が足りない場合は、適宜追加してください。

様式６

団体役員一覧表

氏　名	読み仮名	生年月日	性別	住　所

※　役員全員について記入してください。

※　欄が足りない場合は、適宜追加してください。

（個人又は法人格のない団体の場合）

（用紙Ａ４タテ）

様式７－１

誓約書

（募集名）富岡町集団移転元地利活用に係る事業者募集

標記募集へ応募するにあたり、以下の事項を誓約します。なお、応募事業者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別紙に記載するとおりです。

令和　　年　　月　　日

（あて先）富岡町長

（提出者）　住　　所

氏名又は商号若しくは名称

代表者氏名　　印

① 破産者で復権を得ていない個人及び法律行為を行う能力に法令上の制限がある個人並びにこれらの個人が団体の役員を務めている団体ではないこと。

② 本町の町税（個人町民税，固定資産税，軽自動車税）を滞納している個人並びにこれらを滞納している個人が団体の役員を務めている団体ではないこと。

③ 富岡町建設工事等暴力団排除処置要綱（平成 11 年 7 月 1 日要綱第 14 号）に掲げている措置要件に該当する個人又はこれに該当する個人が役員を務めている団体ではないこと。

（法人の場合）

（用紙Ａ４タテ）

様式７－２

誓約書

（募集名）富岡町集団移転元地利活用に係る事業者募集

標記募集へ応募するにあたり、以下の事項を誓約します。なお、応募事業者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別紙に記載するとおりです。

令和　　年　　月　　日

（あて先）富岡町長

（提出者）　住　　所

氏名又は商号若しくは名称

代表者氏名　　印

① 破産者で復権を得ていない個人及び法律行為を行う能力に法令上の制限がある個人が役員を務めていないこと。
② 本町の町税（法人町民税，固定資産税，軽自動車税）を滞納していないこと。
③ 富岡町建設工事等暴力団排除処置要綱（平成 11 年 7 月 1 日要綱第 14 号）に掲げている措置要件に該当しないこと。

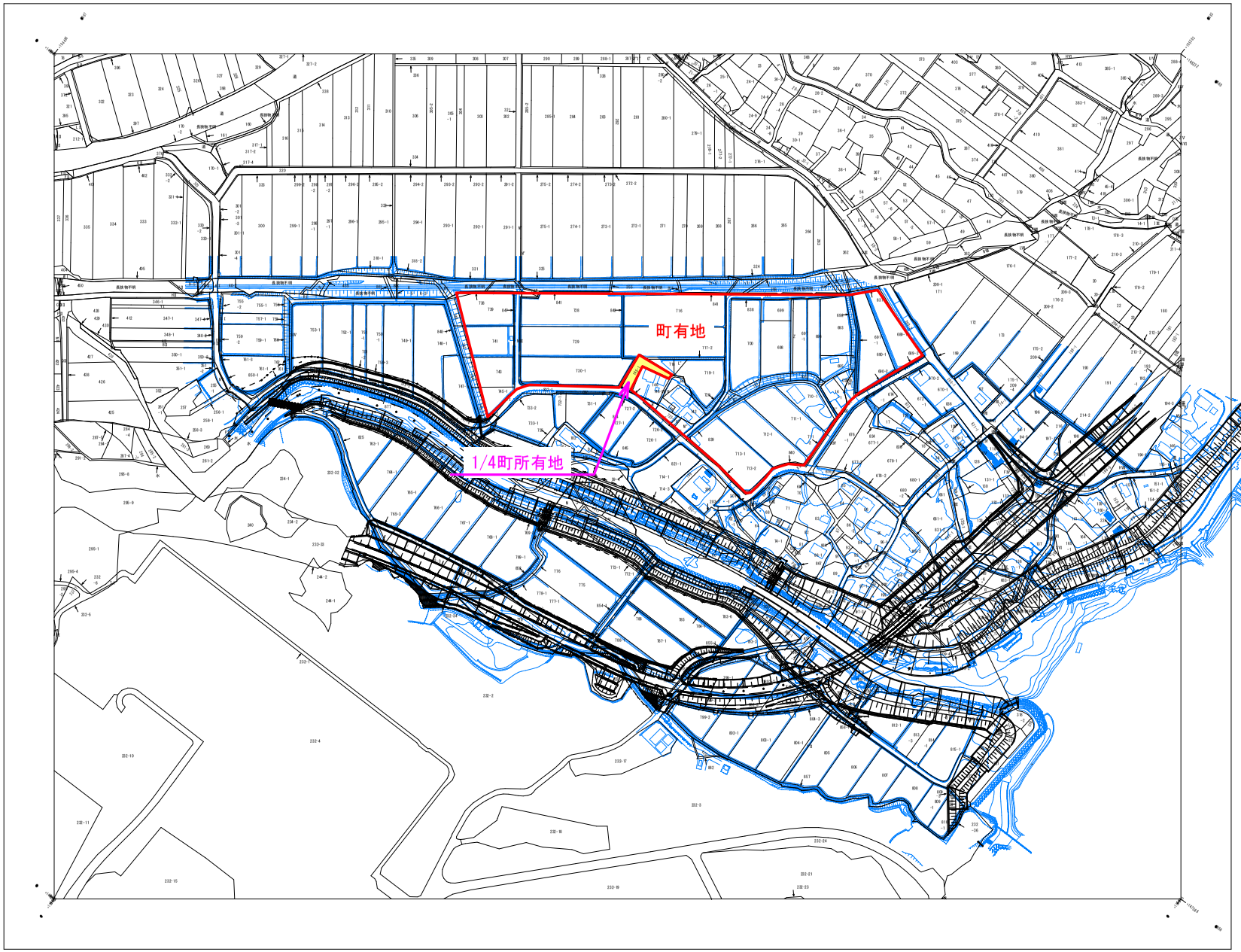
【巻　末　資　料】

募集位置図

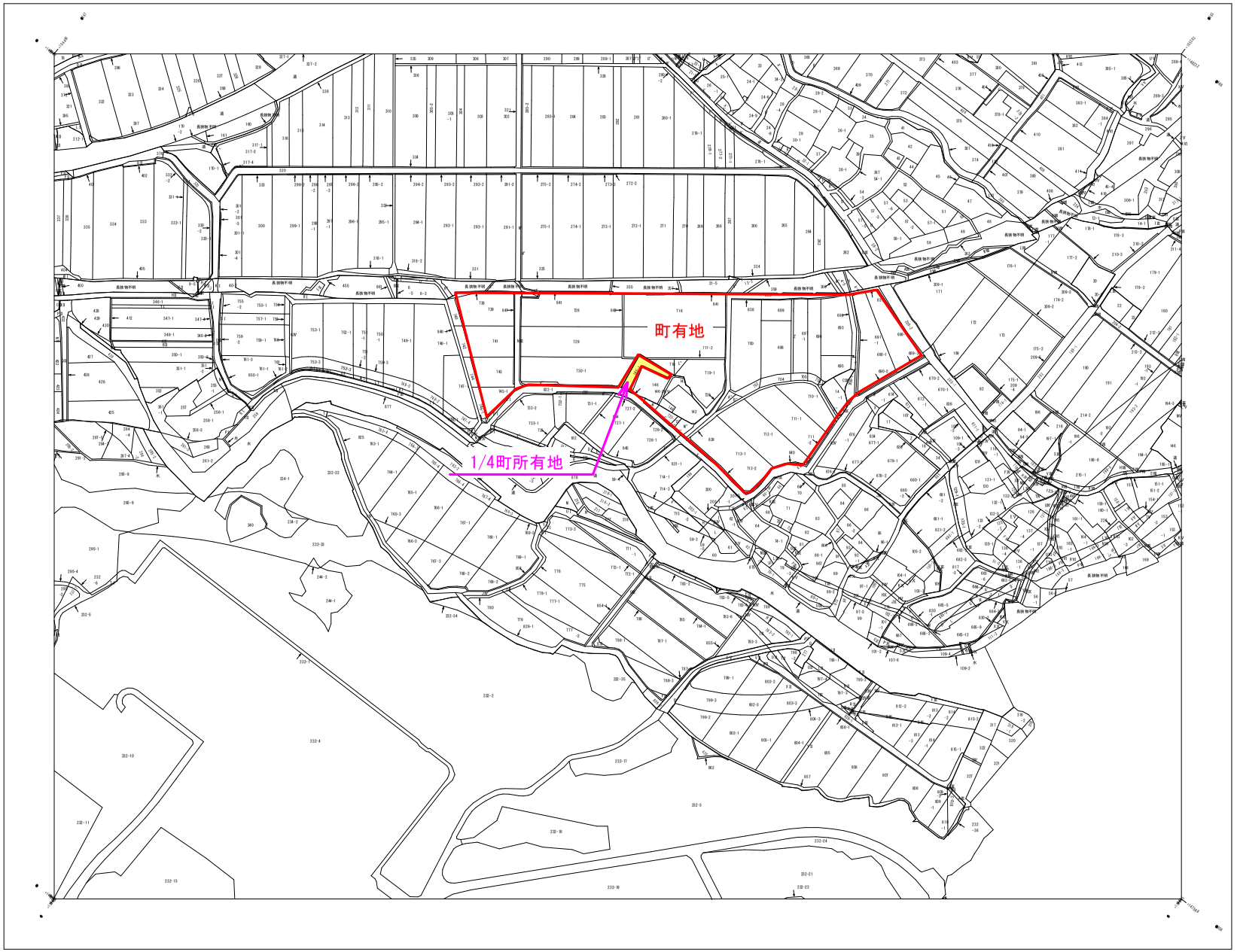
地理院地図
GSI Maps



募集範囲図（地形図）



募集範囲図（公図）




上水道施設（参考図）
DIPφ200
DIPφ200
DIP-GXφ200(2019)
330408
三振 武